

佐倉市補助金検討委員会意見書（案）

I はじめに

1. 佐倉市における補助金等の見直し（⇒これまでの補助金等のあり方について）

①見直しの経緯

佐倉市における補助金及び交付金（以下「補助金等」といいます。）の見直しは、平成8年度における新行財政改革システム推進大綱の取扱方針の決定から始まり、平成23年度における補助金等検討委員会の提言に至るまで、長期にわたり以下のように取り組まれてきた。

(1) 新行財政改革システム推進大綱（平成8年度）

- ・全ての補助金等の終期を平成15年度末までに白紙にすることを決定

(2) 行政改革推進計画（平成13年度）

- ・「補助金・交付金等の適正化」を位置づけるとともに、団体の主体的な運営を促進する見地から、個々の補助金等について価値性（メリット）、公平性、公正性及び効率性等の点検を行い、「受益者の適正な負担や経費削減努力などを要請して、より一層の適正化に務める」ことを目標として設定

(3) 補助金検討委員会（平成15年度～平成18年度）

- ・既存の補助金等について審査し、交付内容の見直し及び整理統合、廃止についての提言が行われるとともに、平成18年には現行の補助金等交付基準を策定

(4) 行政活動成果評価懇話会（平成20年度）

- ・①交付基準に適合していないもの、②運営費補助、成果及び必要性についての検討、③分類区分・補助率等の見直し、④目標値の設定方法などについての問題点の指摘

(5) 補助金検討委員会（平成23年度）

- ・既存の補助金等についてヒアリングを含む再点検を行い、補助事業制度の再検証と交付基準の見直し、PDCAサイクルの運用、情報開示による透明性の確保等について提言

②見直しの効果

平成23年度に設置された補助金検討委員会では、すべての補助金についてチェックシートを作成し検証作業を行った。また、そこで浮き彫りになった補助金の現状と課題についても整理した。報告された意見書では、個別の補助金等について問題点や

見直すべき方向性について具体的な指摘がされた。また、補助金等の今後のあり方については「参加率の低い補助事業については、参加率の向上が必要である」「交付実績が無いものは、原因を分析し、意義が薄れているものは、廃止を含めた見直しが必要である」。さらに、「目標値の設定は、適正かつ厳正な値となるよう十分に検討すべき」などの提言が行われた。これに伴う補助金等の見直しの効果としては、次のとおりである。

(1) 市の行政運営における効果

・ 前回委員会の提言に基づく見直し内容 8件 10,801千円

[単位：千円]

	H23 予算額 (6月補正後)	H24 年度 予算計上額	前年度比
チャイルドシート購入助成金	1,400	0	▲1,400
水洗便所改造資金等助成金	81	0	▲81
千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金	270	180	▲90
植物防疫事業補助金 (ラジコンヘリ農薬散布)	3,870	3,300	▲570
農業体験農園事業補助金	270	0	▲270
社会福祉協議会事業推進費補助金	95,374	89,260	▲6,114
佐倉商工会議所事業補助金	35,500	33,500	▲2,000
佐倉市観光協会事業補助金	14,766	14,490	▲276
合計	151,531	140,730	▲10,801

(2) 交付団体の対応状況

・ 千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金（NPO法人千葉県ウォーキング協会）

NPO法人千葉県ウォーキング協会に対する当該補助金は、平成23年度において270千円を交付していたが、廃止（段階的縮小）の提言を受け、平成24年度180千円、平成25年度90千円とし、平成26年度から補助金の交付を行っていない。なお、佐倉市内でのイベント（カルチャーウォーク）は継続的に事業を実施している。

・ 植物防疫事業補助金（佐倉市植物防疫協会）

継続（縮小）の提言を受け、平成 24 年度の補助金の交付総額を対前年度で 570 千円の減となったが、自助努力により事業を継続している。

- ・ 社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費）

平成 24 年度補助金の交付総額を対前年度で 6, 114 千円の減とした。当該補助金が人件費補助であることから自助努力を促し、また、人件費の透明性の確保にも努めている。

- ・ 佐倉商工会議所事業補助金

平成 24 年度補助金の交付総額を対前年度で 2, 000 千円の減とした。しかし、パソコン教室や会議室の貸出等の収入により、自主財源の確保に努めている。

- ・ 財団法人佐倉市観光協会事業補助金

平成 24 年度補助金の交付総額を対前年度で 276 千円の減とした。なお、自助努力により継続的に、事業に取り組んでいる。

2. 今回の補助金見直しの視点 (⇒補助金等の見直しをおこなうにあたって)

①佐倉市財政の方向性

(1)佐倉市財政の将来における展望

地域社会の発展に伴い行政需要は多様化する一方で、地方分権の推進により自治体が主体的に行うべき業務の種類や内容の見直し再編が必要となっている。したがって、佐倉市は限られた資源を有効に活用して、自治体計画・財政運営の指針づくり、職員定数のあり方などを整理する必要に迫られている。

(2)人口減少社会と補助金

急激な少子化という過去に経験したことのない人口減少社会がわが国に到来するため、今日、自治体は生き残りをかけた戦いが始まっている。高齢市民を支える日本の生産人口（15歳から65歳未満の労働力の中核をなす人口層）は、2040年には2010年と比較して35.8パーセント減少することが想定され、これによって、自治体の予算規模は人口構成の上からいっても縮小の一途をたどることになる。

日本の人口減少は今後の佐倉市の行財政運営にも大きな影響を及ぼし、本市は政策と予算をどのような視点で組み立て、改革を進めていくかについて十分な検討が必要となっている。

【参考】国立社会保障・人口問題研究所による推計

佐倉市人口	2010年	2040年	増加率
総人口	172,183人	138,162人	▲19.8%
高齢者人口（65歳～）	38,499人	53,697人	39.5%
生産人口（15歳～64歳）	112,229人	72,049人	▲35.8%
年少人口（～14歳）	21,455人	12,416人	▲42.1%

②補助金見直しの視点

地方自治法232条の2には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、補助金等の交付は、各種行政目的達成のために行われている。

地域の活性化のためには、地域資源の発見や活用、さらには人づくりや魅力ある地域空間の創出が不可欠であり、市・県・国など行政のほか、市民や事業者、研究機関等が一体になった政策研究、政策開発等を行い、地域における英知の結集を図る必要がある。これらの目的を達成するため、補助金等の効果的な活用については引き続き

慎重な検討が必要となっている。

ただし、補助制度は、交付される団体が、補助制度への過度な依存や、行政の関与に起因する自主性・創意工夫の確保のほか、申請・交付手続や資料の明確化などが必要となっている。

当委員会では、前述の佐倉市財政の方向性を踏まえ、今回の補助金等の見直しに関し、前委員会の提言を尊重しつつも、以下に掲げる視点から改めて検証を行った。

これら見直しの視点は、補助金等の交付に係る事業において指針となるよう取りまとめている。

(1) 役割を終えた補助金等の整理

法整備や社会情勢の変化により、補助目的が達成されたり制度の意義が薄れてきたと考えられるもの。

(2) 少額である補助金等の整理

団体の事業運営に影響が少ないと思われる少額の補助金は廃止すべきである。

ただし、社会的弱者等に対し支給されるものを除く。

(3) 直接執行と補助金等の交付

団体等が行う事業に対して補助金等を交付するよりも、市が直接執行する事業とした方が、行政目的を効果的に達成できると考えられるもの。

(4) 補助金等の適正な執行

補助目的に沿って適正に執行されているか。また、会費など適切な受益者負担が確保されているのか。

(5) 補助金等の人件費補助

人件費を補助対象とする場合、その必要性と効果、対象額は妥当であるか。また、採用、給与等の透明度は確保されているか。

(6) 補助金の効率性と効果

補助金が市民の生活環境の向上に効果的・効率的に使用されているか。また、市から重複した交付になっていないか。

II 補助金等に対する意見

1. 個別の補助金に関するもの

個別の補助金の検討については、書類審査を進める中で、補助の意味が不明なもの、又は内容を確認する必要があると判断したものなどについて、所管部署へのヒアリングを実施した。

その結果は、次のとおりです。

①廃止

近年において、支給実績がなく又は社会情勢の変化等により、制度開始当初と施策が変化してきたもの。補助の意義が薄れてきたと考えられるもの。

No. 70 佐倉市林業振興事業補助金

2年間にわたって補助金の交付がなく、現行の補助制度は廃止すべきと考える。なお、林業の新しい事業形態に関する検討や、既存樹林地を活用した環境保全の研究といった取り組みは、新たな補助対象とすることが必要となる。

No. 71 佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金

平成25年度は補助申請がなく、また、本事業の後継者が見当たらないといった現状から考察すると、関係団体と調整の上、廃止しても良いのではないかと考える。

②直接執行

団体等が行う事業に対して補助金等を交付するよりも、市主管課が直接執行する事業とした方が、行政目的を効果的に達成できると考えられるもの。なお、市が直接執行する事業として予算計上する際は、行政目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、その内容について充分精査する必要がある。

No. 1 議員厚生事業補助金

図書費は需用費で、研修参加費は旅費・負担金で、厚生事業のうち医薬品・作業服（防災用を含む）の購入などは需用費で、いずれも議会事務局の予算に必要な経費として計上すべきと考える。

No. 3 佐倉市役所職員共済会補助金

職員の健康診断や庁舎内の温度・湿度・照度の管理など職場環境の維持向上に関する経費は、人事管理担当課や庁舎管理担当課の予算に必要な経費として計上すべきと考える。なお、職員組合との十分な協議を行ってください。

No. 50 佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金

協議会の活動内容に公益性は認めるが、この交付金は県組織への負担金としての性格が強く、所管課が負担金として予算に計上すべきと考える。また、事業の実施にあたっては、所管課が実施する成人保健事業と連携して実施すべきである。

③整理統合

補助制度の整理統合により、行政目的がより効果的に達成できると考えられるもの。

No. 4 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金

「佐倉市交通安全母の会事業補助金」と内容の重複がみられる。したがって、今

後統合を含め、あり方を検討すべきであろう。

No. 5 佐倉市交通安全母の会事業補助金

「佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金」と内容の重複が認められるうえ、補助金額は少額である。今後、統合を含め、あり方を検討すべきであろう。

④強化充実

行政目的を達成するため、補助制度の周知や活用などのPRの強化が必要なもの。また、補助運用に関し一層の充実が必要と考えられるもの。

No. 20 市民提案型協働事業助成金

申請手続が複雑でないかなどを検討するとともに、説明会等の開催により事業内容・申請方法など補助制度等を周知し、申請件数の増加に努めることが必要である。

No. 75 佐倉市企業誘致助成金

企業誘致には、用地斡旋や固定資産税減免だけではなく、道路や公園、保育所など公共施設・公益施設の整備も併せて検討すること必要である。都市計画を基盤として、県や他自治体との連携が欠かせない。助成対象については、なお、市民雇用の充実に寄与するよう、市内の土地利用や事業主体について検討する必要がある。

No. 8 佐倉市自主防災組織活動助成金

自主防災組織の結成については、地元の自治会等との十分な話し合いが必要である。また、自治会等の加盟世帯・区域面積のほか支出用途など補助基準の見直しが必要と考える。

⑤補助内容の修正による適正化

行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、補助内容の見直しが必要とされるもの。

No. 25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）

補助金使途の透明性を確保するため、わかりやすい資料の作成が必要である。団体の人件費については、給与表や各種手当、超過勤務状況のほか、職員採用基準を明確化することが求められている。

No. 67 佐倉市畜産振興事業補給金

今日、畜産業や農業は、改良・改革のための研究・調査などの自助努力がますます必要になっている。市からの補助金は、公的補助と経営努力のバランスのあり方について検討の上で交付されるべきである。

No. 73 佐倉市商工会議所事業補助金

減少している商工会議所への加入率の増加について検討する必要がある。商店街の活性化に関しては、行政・商工会議所・市民で知恵を出し合って、地域特性に応じた活性化プログラムの作成が必要となる。人件費の取り扱いについては、「No. 25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）」と同様とする。

No. 80 社団法人佐倉市観光協会事業補助金

観光施設の活用や有機的連携により、観光を点から線、線から面に変えていく必要がある。観光協会は、ホームページ・パンフレットの見直しや、近隣自治体の観

光施設との連携など、対外的なPRについてより積極的に対応することが必要となっている。人件費の取り扱いについては、「No. 25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）」と同様とする。また人件費は、補助に対する成果（イベント参加人数等）の報告が必要となる。

No. 109 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金

「子ども子育て支援新制度」に基づき対象者の把握を適切に行い、いち早く市の政策づくりを行うことが肝要である。また、現在設定されている目標値が適正かどうか検討が必要となっている。

⑥交付制度の見直し

法整備などにより、交付制度の見直しが必要になると考えられるもの。なお、新たな制度設計にあたっては、行政目的の明確化を図り、補助金の効率的運用を図る。

No. 43 認可外保育施設運営費等補助金

「子ども・子育て支援新制度」を見据えた市の政策づくりが急務となっている。特に、認可・認可外の保育料の格差是正に留意することが必要となる。併せて、待機児童の解消に向けた保育行政の検討を進めるべきであろう。

⑦継続

補助制度として継続することになるが、当委員会において指摘する運用上の留意点は次のとおりである。

No. 2 政務活動費

政務活動費は、地方自治法第100条第14項に基づき条例で定めるところにより交付されるもので、議員活動に必要な経費であり、継続して支出すべきと考える。なお、支出の内容については、市民の誤解を招かないよう、透明性を基調とした一層の情報公開を行うべきであろう。

No. 9 災害見舞金

支出基準の明確化が必要となる。また、現状では自然災害のみが対象となっている。件数は少ないと思われるので、一般火災や人為的災害（可燃物等の爆発など）も対象にできないか検討すべきであろう。

No. 16 佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金

自治会・町内会等の加入世帯数、区域面積等を考慮した補助基準の見直しを検討すべきである。

No. 18 佐倉市地域まちづくり協議会事業交付金

地域まちづくり協議会の活性化には、自治会・町内会との連携が欠かせない。まちづくり協議会による積極的な広報活動が必要となっている。また、佐倉市のコミュニティ活性化については、引き続き検証作業が必要と考える。その際、各自治会・町内会の主体性が尊重されるよう留意すべきである。

No. 20 佐倉市民生委員児童委員協議会交付金

高齢社会を迎え、民生委員児童委員の活動範囲は拡大している。したがって、必

要な研修については市による実施や、費用弁償が不足した場合の支援なども検討すべきであろう。

No. 28 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金

障害者福祉行政に関しては、全体的な補助制度の整備が必要となっている。今回の利子補給が終了するまでは継続とし、その後は改めて必要性について検討することが重要である。なお、社会福祉法人が障害者福祉施設を整備しやすい環境づくりについても検討が必要と考える。

No. 33 本人活動支援事業補助金

補助金の目的を明確にするとともに、より多くの障害者にとって活動機会が得られるよう、制度内容の検証が必要となっている。

No. 37 佐倉市シルバー人材センター補助金

引き続き受注する仕事の裾野拡大を図り、運営費の確保に努めることが必要である。また、事務系の被雇用者であった高齢者が従事できる仕事の開発が必要である。人件費や職員採用基準の取り扱いについては、「No. 25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）」と同様とする。

No. 54 佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金

市民への周知や容器構造の見直しなど、この補助制度が普及するように手法の見直しをすることが必要である。また、事業ごみの堆肥化についても研究を行うことが要請されている。

No. 58 農業近代化資金利子補給金

少額の補助金である、本補助金は法律を支給の根拠とするものであるもので、現状の利用者が存在する期間は継続するものとする。

No. 115 佐倉市体育協会補助金

全国大会・関東大会参加者に対する補助に関しては、千葉県体育協会等との役割分担について整理が必要となる。また、所管課は、市内の少年少女のスポーツ振興に関する施策づくりを検討すべきであろう。

2. 補助金等交付基準に関するもの

補助金等交付基準に関し当委員会で検討した結果、意見とする内容は、次のとおりである。

①補助金の検討

補助事業の効果や必要性の見直しを定期的に行う観点から、補助金の検討については3年ごとに補助金検討委員会を開催しているが、補助金の中には、政策的な判断を伴うものもあることから、市長選挙後に見直しを行うことが適当であろう。

②補助金の総事業費と補助対象経費

補助金の対象経費に関する規定の整理が不十分である。特に、食料費等を補助対象経費に含めることについては、事業の内容を精査し、個別に判断することが必要となっている。

したがって、食料費等を補助対象経費に含める場合は、一定の基準を設け、透明性を高めることが必要があるが、補助金が税金の執行ということに鑑みれば、将来的には補助対象経費から除いていく方向で取り組んでいくべきであろう。

③分類別交付基準

補助金の分類は、より分かりやすい表現を用いるなど工夫するとともに、補助金は効率的に活用することによって、市民のパワーを引き出し、行政に生かすことができるよう、補助率や補助期間についても、以下に例示するとおり、運用が図られるよう検討すべきであろう。

市行政の代行的役割の補助金→2/3程度～10/10、補助期限は切らない

市行政を補完する役割の補助金→概ね1/2程度、補助期限は切らない、又は長期

啓発、奨励的な役割の補助金→1/3～1/10程度、補助期限は3年～5年

3. 手続き等に関するもの

補助金等の交付申請等の手続きについては、できるだけ簡素で明確なものとし、統一化を図ることが望ましいと考える。

また、団体へ交付する補助金については、適正な執行が行われていたかどうか審査するために必要となる添付資料が整備されていることが重要となる。とくに、予算・決算の内容をより適格に把握するためには、市の予算科目に準じた執行内容の整理を行い、わかりやすい決算書として取りまとめることが最も重要であると考えている。

Ⅲ 今回の検証により見えてきた問題点

佐倉市の補助制度が政策目的の実現に寄与する制度であり続け、また、より高い効果を発揮する政策となるため、今回の検討を経て現行の補助制度に見えてきた問題点は次のとおりである。

①食料費等の取扱いについて

補助金の実績報告のなかに食料費が含まれているものが見受けられるが、補助金の原資は市民から徴収した税金であり、補助対象経費に含めることの是非については事業内容を十分に勘案し、補助対象経費とする場合は一定の基準を設けるとともに、透明性を高めることが必要である。また、視察研修については、その目的が適切に達成され、単に親睦を目的とされたものでないか充分に留意することが必要であろう。

②団体の主体性の維持について

主管課内に補助対象団体の事務局を置いている事例があり、早急に改善し団体の主体性にゆだねるべきであろう。

③人件費を補助対象とする場合の取扱いについて

団体へ人件費を補助対象とする場合は、常に効率的な執行方法を検討し、縮小できるように努力すべきである。また、団体の広報・機関紙等を利用した情報の公開など透明性の確保が必要である。

IV 今後のあり方

補助金等の交付は、佐倉市全体のまちづくりの方向性との整合性が必要である。したがって、重点的に取り組むべき施策については、市民の誤解を招かないよう充分留意することが必要であろう。

少子高齢化により佐倉市の生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来的には税収の減少は避けて通れない。このため、計画的な行財政運営を行うことが重要であり、施策の選択と優先順位の確立、さらには、補助金の執行にあたっては効率的・効果的な手法を常に調査・研究する必要がある。また、補助対象団体には、補助金に頼ることなく適切な会計運営に努めるとともに、収益活動や寄附金の募集などの自主財源の確保に努力すべきと考える。

このため、個別団体名の冠せられた補助金について、「団体の維持のために補助金を支出すること」から「団体にどのような活動をしてもらって市民の福祉につなげるか」という視点に立って、組織的な運営を行うことが、地域社会から要請されている。

今後、市財政は総体的見直しを行って段階的に予算規模を縮小して行くことになる。平成 25 年度の市民税の総収入額を 100 とし、人口減少によって削減した分について補助金の支出規模を縮小するといった措置も検討することが日程にあがってこよう。したがって、歳入に見合った行財政運営のあり方を市民と職員の英知を結集して取り組んで行くことが必要となっている。